

## 建設常任委員会記録

令和元年12月16日（月）於 前川新館4階会議室

開会 午前10時00分

散会 午後0時08分

### ○出席委員（7名）

3番 坂本 崇 委員      6番 蛭名 正樹 委員      10番 野村 太郎 委員  
11番 外崎 勝康 委員      14番 松橋 武史 委員      18番 石岡 千鶴子 委員  
19番 一戸 兼一 委員

### ○出席理事者（12名）

上下水道部長	坂田 一幸	上下水道部営業課長	熊谷 義昭
建設部長	天内 隆範	建築住宅課長	木村 和彦
土木課長	本間 嘉章	都市整備部長	野呂 忠久
都市計画課長	中田 和人	都市計画課長補佐	中川 元伸
都市計画課総務・事業係長	境 陸広	地域交通課長	小山内 孝紀
地域交通課長補佐	羽賀 克順	吉野町緑地整備推進室長	西谷 慎吾

### ○出席事務局職員（2名）

議事係長 蝦名 良平      書記 成田 崇伸

---

【午前10時00分 開会】

○委員長（外崎勝康委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案7件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案審査に当たりましては、配付しております議案審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

---

### 議案第67号 弘前市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（外崎勝康委員） まず、議案第67号弘前市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。上下水道部長。

○上下水道部長（坂田一幸） 議案第67号弘前市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

まず初めに、今回の条例改正の要因となりました水道法の一部を改正する法律について御説明いたしますので、お手元の資料をごらんくださるようお願いいたします。

水道法では、給水装置の工事事業者に関する指定の規程がございます。これは、水道利用者が安全で安心して供給を受けられるよう、台所やトイレなどの給水装置工事が適正に施工できると認められる工事事業者を水道事業者が指定するという制度であります。

現状は、工事事業者が新規で指定を受けますと更新する必要がなかったため、工事事業者の実態が把握しづらく、無届け工事や不良工事の横行にもつながり、実際に給水装置の利用者から苦情、相談を受ける事象が各水道事業者で多発しておりました。

そこで今回、水道法の一部を改正する法律で、工事事業者の指定に5年ごとの更新制を導入することで、工事事業者の資質の保持や実態との乖離の防止を図り、安全で安心な水の供給が行えるようにするものであります。

この改正を受けまして、弘前市水道事業給水条例の改正が必要となり、第36条の指定給水装置工事事業者の指定に関する条文に、更新に関する記述を追加し、所要の改正を行うものであります。

最後に、本条例の施行期日でございますが、令和2年4月1日からとするものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番（野村太郎委員） 趣旨等々はわかりました、国の法律改正だということで。実際5年の更新ということになると思うのですけれども、更新というものはどういう手続、要するに業者の質の維持・保持・確認を明確にするのが目的だと思うのですけれども、更新というのは実際どういふことを、ただ紙を1枚出せばオーケーなのか。それとも何か検査をするのか。また、検査をすればその能力は今弘前市役所にちゃんとあるのかどうかというところをちょっと御説明願えますか。

○上下水道部営業課長（熊谷義昭） ただいまの御質問にお答えいたします。

更新の際の手続方ということだと思うのですけれども、更新の際にまず申請の書類を提出していただきます。その書類内容がまず申請書、それから代表者及び役員等が欠格要件に該当しないことを誓約する書類、それから機械器具調書、それから給水装置工事主任技術者選任届出書、それから個人の場合は住民票、法人の場合は定款及び登記事項証明書を提出していただき、内容を市のほうで検査しまして、指定に合致するということになればこちらのほうで指定をするというような手続になります。

○10番（野村太郎委員） その手続はわかるのですけれども、例えばメーターを逆に取りつけてとか、給水装置のふぐあいはいろいろと聞かれたりするのですけれども。その書類を検査して、機械調書とか、あるいはちゃんと主任の資格を持っているとかというものの調書を調べるのはわかるのですけれども、それをもってこの制度改正の趣旨を踏まえた制度運用ができるのかというところを。要するに、その調書を読んだだけだったら、この業者がちゃんと工事のスキルを持っているのかどうかというのがちょっと足りないのではないかなと。例えば、工事の実績であったりとか何だとかいったところもちゃんと調べなくてはだめではないかと思うのですけれども、そういったところはどうかでしょうか。

○上下水道部営業課長（熊谷義昭） 更新の際に、こちらのほうでそういった主任技術者の講習

会であったりとか、それから工事をどれだけやったかという内容についても届け出をさせていただいて、それをもとにこちらのほうで判断して最終的に決定するというのも、今のところ考えております。

○19番（一戸兼一委員） これは今までなかったということだけれども、まず申請の段階で、実績調書というのは何年分の実績調書なのですか。実績調書をつける必要はないのか。それから、主任技術者、専任技術者を置くと言うけれども、途中で専任技術者が死んだりもするだろうし、かわったりもする、そういう場合はどういうふうになっていたのか。それから、いろいろ問題があった場合の業者のペナルティーも何も決まっていなかったのですか、この改正前は。

○上下水道部営業課長（熊谷義昭） まず、最初の指定要件の関係になるのですけれども、基本的に指定の要件が満たされれば、業者としての指定はこちらとして行っております。指定の要件の内容なのですから、基本的には3項目ありまして、まず、主任技術者の配置、それから定められていた機械器具を有する、それから欠格条項に該当しない、これらが満たされれば基本的に指定するというようなことで水道法のほうで定められております。

それから、途中で主任技術者等が亡くなったりした場合はどうなるのかということなのですが、当然主任技術者がいなくなれば指定の要件を満たさないということになりますので、その場合は指定を取り消すということになります。

それから、3点目は、問題を起こした場合は、指定の取り消しをするかどうかの審査会というのを市のほうで設置しまして、その審査会の内容なのですが、無届け工事や不良工事が判明した場合、こちらのほうで要綱をつくっております、弘前市指定給水装置工事事業者の処分に関する要綱というものに基づいて、次の手順により処分を決定します。

まず、違反が発覚した場合、まず職員が事実関係の調査を行います。その後、業者のほうからてんまつ書を提出していただいて、それからその違反行為の報告書を作成します。その後、それらの書類をもとに今の審査会を開催いたします。これは、組織の内容としては、部長が会長になりまして、平成30年の実績ですけれども、総務課長、工務課長、上水道施設課長とそれの各補佐、それから、総務契約係長、営業係長、給排水係長、上水管路維持係長、「簡単に」と呼ぶ者あり）全部で11名で組織されております。その審査会の結果によって違反点数を決定いたしまして、最終的に処分を決定するというような形になります。処分の内容としては、指定の取り消し、指定停止、過料、それから警告書を通知する、いずれかになります。

○19番（一戸兼一委員） 長過ぎるよ。必要なものは要綱ですと資料として渡せばいいでしょう、我々は持っていないのだから、要綱があるのであれば。そういうふうにして配付するというのを求めます。

それから、今これをよく見ると、給水装置のこの事業者の指定制度というのは、これは別の指名入札や、工事の場合には給水指定制度で指定されていない業者でも工事の場合にはいいのですか。工事の発注はこれと連動しているのですか。

それから、入札に係る場合、実績調書をつけて、入札に参加できる資格というのを認定している、資格というか、一定レベルのあれが必要だということで認定して、その事業者に対して入札は当然行われるのだけれども、給水の場合は実績調書も何も要らないと。単に新規の、今やった事業者でも条件さえ満たしていれば、経験がなくてもいいということになるのですか。

○上下水道部営業課長（熊谷義昭） 基本的に、先ほどもお話ししましたがけれども、指定要件を満たしていれば指定としてはなります。それから、一般の入札とかと違いまして、あくまでこれは宅内の給水装置の工事ということですので、入札とはちょっと違いまして、それにかかわ

る指定ということで、その工事のみできるというような形になっております。

○19番（一戸兼一委員） もう1回聞きますけれども、全く経験のない私や松橋委員が会社をつくったと、そろえたと、主任技術者を連れてきて。それで申請をすれば、経験がなく実績もなくても指定に乗っかるということですかということです。

○上下水道部営業課長（熊谷義昭） 指定要件を満たせば指定になるということです。

○19番（一戸兼一委員） 余りにもずばらで、ど素人が条件さえ満たせば出していけるというような結果になっていくのだから。それは非常に甘いと思います。実績も何もない、工事の実績も何もない状況で、ただ条件がそろえば出していくというのは、それは非常に私は問題だと思う。それに対する要綱でしっかりと定めているのならばまだしも、ただ人と物と処罰を、懲役とかを受けていない役員が入っていればそれでこの事業がいいというのはおかしいのではないかと思う。

以前にも、メーターの問題でもあったわけですね。特定の業者に上下水道部でメーターを発注していたこともあったし、水道部そのものの管理というか、非常に甘いのではないですかと思うけれども。その辺は今後しっかりと示していただきたい。そこは大丈夫なのだというね。そうでなければ、ちょっと常識では考えられない指定だと私は思います。細かく厳しくやれというのではなくて、実績ぐらいあって、そういう事業者を指定するべきであって、何もなくてもすぐ条件さえよければ出すのならば、これはしっかり要綱で改正するべきだというふうに意見いたします。

○委員長（外崎勝康委員） 営業課長、今要綱の配付という要望がありましたので、それはしっかり配付してください。それから、一戸委員からもいろいろ今話があったように、もしもそれに対して、何か改善とか何かあるのであればそれも文書で皆さんにお出してください。

○6番（蛭名正樹委員） 一戸委員の質疑に関連することもありますけれども、まず現在の指定業者数は何者あるのか。それと、今こういう制度改正でやったそれについて、今ルールを、審査はこういうふうな手順でやります、あるいはどういうふうな、ペナルティーがあればこういうふうなことをやりますというふうなことを説明されましたけれども、この審査基準とかガイドラインとか、そういうふうなものは上下水道部で定めているのか。この審査に当たっての審査基準はどうなっているのかを教えてください。

○上下水道部営業課長（熊谷義昭） まず、現在の指定業者の数なのですけれども、11月末現在で185者あります。市内が81者、市外、弘前市以外が104者、以上185者です。

それから、ガイドライン等があるのかということなのですが、これはことしに入ってからなのですが、水道の所管が厚生労働省で所管してしまして、そちらのほうから今のこの更新制にかかわるガイドライン、各水道事業者にこうやってやったらいいという手順書みたいなものを厚生労働省のほうで示しております、それにのっとってこれから私どもはそれに沿って進めていくというふうに考えております。

○6番（蛭名正樹委員） やはりそういう何というのですか、ガイドラインが示されているのであれば、弘前市何々、この指定に関するガイドラインとか、そういうものをちゃんと定めて、持っておいたほうが良いと思うのです。

今、一戸委員からも、そういう審査のことがしっかりしていないと、どういう基準でどういうふうに指定したのかも判然としないというふうな状況ではまずいと思うので、ぜひそこはちゃんと定めるようにしたほうが良いと思います。

○14番（松橋武史委員） この業者であります、この仕事ができる業者であります、市内業

者を考えているのか、または県内業者なのか、全国どこでもいいのか、その条件を満たせば誰でもここに参入できるというルールになっているのかということと、近々に、これまでやってきた事業者、何年ぐらい前に業者が交代しているのか、これ参考にわかればお知らせをいただきたいと思います。

○上下水道部営業課長（熊谷義昭） まず、最初の御質問なのですけれども、先ほども何回もお話ししましたが、資格要件を満たせば基本的に市内・市外・県外問わずどなたでも指定はしております。ちなみに県外業者も4者ほどおります。

それから、もう一つのほうが……。

○14番（松橋武史委員） それから、二つ目の質問ですが、この工事を今5年ごとに、そこにおいてそうすると。その前です、今やっている業者の前に、何年前に業者が交代しているのか。

○上下水道部営業課長（熊谷義昭） 交代といいますか、今の現行の法律は、一旦指定をするとその後は無期限となっていましたので、交代ということがまずなく、通常の営業廃止であったりとか、指定取り消しとかがない限りはそのまま、これまで存続していたということで、それを改正するために5年の更新制を設けまして、業者に指導できる機会を与え、それで改善を図っていくというようなことになっております。

○14番（松橋武史委員） 確認ですが、そうすると当市においては、この事業が始まってから、一度もその業者がかわることがなかったということを今おっしゃったように聞こえますが、倒産をしたり、事故があつてかわつたりというようなこともなかったという説明でよろしいのですか。

○上下水道部営業課長（熊谷義昭） 倒産や事故があつてなくなった会社というのは当然ございます。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入れかえ〕

---

## 議案第65号 弘前市営住宅条例等の一部を改正する条例案

---

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第65号弘前市営住宅条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（天内隆範） 議案第65号弘前市営住宅条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、弘前市営住宅、弘前市駅前住宅及び弘前駅前北地区都市再生住宅の使用者の資格や使用料に係る収入の定義を公営住宅法施行令の規定の引用とするなど、所要の改正をしようとするものでございます。

まず、本条例案の改正目的といたしましては、市営住宅などの家賃算定や、入居時の所得要件に係る市営住宅条例第2条第4号などで規定される収入の定義につきましては所得税法を根拠法令としているため、所得税法の一部改正によって収入が変わらないにもかかわらず家賃が高く算定されるなどの影響が生じるおそれがあることから、その影響をなくするために改正するものであります。

資料の2ページ目の別図をお開きください。

改正内容といたしましては、所得税法の改正により計算上高くなった給与及び年金所得について、高くなった所得分だけ控除を追加することにより、現行どおりの所得金額となるよう調整するものでございます。

なお、国土交通省住宅局におきましても、公営住宅入居者への影響を生じさせないために、公営住宅法施行令(以下、施行令と言います)の改正を予定していることから、本条例改正案といたしましては、施行令と同内容で条例改正をすることにより、市営住宅等入居者に対しても影響を生じさせないものとしておりますが、改正所得税法が令和2年1月1日から施行されることに対して、施行令の改正時期及び改正内容が未確定であるため、施行令改正後に条例改正する場合、議案上程が間に合わず、専決処分による条例改正を行わざるを得ず、また、今後の所得税法の改正等に伴う施行令の改正の都度、同様の事態が想定されることから、弘前市営住宅条例等で規定される収入の規定を施行令から引用することによりまして、今後の施行令と同内容の条例改正を不要とするものでございます。

また、本改正により、弘前市営住宅条例等と施行令において相違が生じている規定についても改正されるものでございます。

まず、市営住宅条例及び駅前住宅条例と施行令の相違点といたしましては、平成29年3月31日付の所得税法等の一部改正に伴う同一生計配偶者と控除対象配偶者の定義に係るものと、平成27年10月16日付の施行令の一部改正による寡婦の定義に係るものがあり、それぞれの改正時点において、市営住宅及び駅前住宅入居者に対する影響がないと判断した結果、相違が生じたものでございます。

また、都市再生住宅条例と施行令に関しましても同様に、施行令の一部改正による寡婦の定義に係る相違点がございました。

以上の、市営住宅条例等と施行令に係る相違点につきましては、本改正により解消され、このことによる影響や不利益が生じる入居者はいないものでございます。

このほか、これまでの公営住宅法施行規則の改正に伴う条ずれや、各条例において定義が統一されていない規定についても、法制執務上の定義規定の整備を目的とした改正をするものでございます。

次に、附則である施行期日ですが、当該改正は、施行令から引用するものでございますので、施行令の一部改正する政令の施行日に影響されるものではないことから、公布の日から施行することといたします。

以上が本条例案の概要でございます。何とぞ十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

たします。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○19番（一戸兼一委員） これは、家賃とかそういうものの、所得に関することに関しての改正ということでもいいのですか。それと、せっかく今こうして、市のほうでもLGBTに対していろいろやっているわけですが、男か女かというのをこの条例では、その辺に対する何かしらというのはないのですか。

○建築住宅課長（木村和彦） 今の改正は、所得税法が1月1日に改正になります。何が改正になるかといいますと、給与と年金の所得が変わって、普通の事業者と同じ経費の分に当たる給与所得控除が10万円ということになります。そうなった中で、改正しないと10万円収入が多くなるので、家賃が高くなるし（「そこまでは聞いていない。それについての改正なのですねと聞いているのです」と呼ぶ者あり）はい、そうです。

あと、男か女かというところまで特に規定はしておりません。

○19番（一戸兼一委員） 市のほうでもいろいろとこれからやるとか、いろいろな面で、言っているわけだけでも、ではこの市営住宅の場合には、最も、いろいろな面で、女性が住んでいるのか、男性が住んでいるのかというのもみんなある問題だし、そういう意味では、この条例はその改正にはなっていないと言うけれども、そうしたら、社会的にそういうふうな時代になってきたけれども、それらに対しては規則等で何かしら、男・女を書くところがあったらそれを排除するとか、そういうふうなのは何かあるのか、考えているのかということです。入居者が男か女か書くところはないのか。

○建築住宅課長（木村和彦） 市営住宅申し込みの時に申請書を上げてもらうのですけれども、その際には男女を書く欄が現時点ではございません。今後については、現時点ではまだ考慮しておりませんでした。

○19番（一戸兼一委員） 男女を書くところがないと言うけれども、いろいろな制度でも、母子家庭だとかなんとかというのがあるはずだけでも、そういう場合とか、夫婦で入居と言うけれども、今、市ではそういう、同性の場合の妻というのは認めないのかもしれないのだけれども、やがてはそういうことも出てくる。ほかの自治体では認めるようなところも出てきている。ところが、入居のいろいろな条件でも継続して入居する場合、家族のつながりの面でも、そういう問題がこれから出てくると思うのだけれども、それらを検討していかなければならない時代でないですか。今までみたいにそうやって放っておいて、ところがほかの市の関係がそれに沿った形で今いろいろ見直しをかけているわけですよ。市営住宅がいつまでもそういう考えでいたら、市営住宅だけおくれてしまって、後々これ、居住しているものだから、いろいろな問題につながるのではないですか。その辺はどう考えますか。

○建築住宅課長（木村和彦） 現時点ではあれですけれども、委員の意見を踏まえて今後研究してまいりたいと思います。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

## 議案第75号 指定管理者の指定について（市営住宅等）

---

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第75号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（天内隆範） 議案第75号は、弘前市営住宅及び弘前市駅前住宅、計25施設の指定管理者として、三幸株式会社を指定しようとするものであります。

本施設は、一般公募により候補者を募集したものであります。応募があった1団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有していること、収納率向上について適正かつ確実に行う対策があることの項目がすぐれており、また、サービスの質や管理運営の確保を図るため、指定管理者候補者として選定されるための最低基準配点を超えていたことから、指定管理者の候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

以上をもちまして、本議案の概要説明を終わります。何とぞ十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○19番（一戸兼一委員） これ資料が、何でこの資料なのか、選定結果一覧。1者だけだったのですか。ほかの指定管理は参加者全部の採点とつけているけれども、これは応募が1者のみだということですか。

○建築住宅課長（木村和彦） 1者のみの応募でございました。

○19番（一戸兼一委員） 過去においてもずっと、22年度から26年度までもあったわけだ。これも1者とかであるのであれば、1者でずっと来ている傾向にあるのであれば当然、募集要項とかを変えてもっと競争原理を働かせるようにしなければだめではないですか。その辺は一切考えないで、1者だったら1者でみんな何年もやっていくことになるのですか。

○建築住宅課長（木村和彦） 今回3回目の指定管理者募集になりまして、平成22年度に1回目の募集をしました。そのときに3者来まして、指定管理者は三幸に決まったのですけれども。26年度に2回目の募集をしたのですけれども、そのときは1者しか来ませんでした。1回目は申し込んだのですけれども、その後、審査の合間に取り下げしたのです、その時点で応募者がなくなったので、そのときの再募集のときに、もう少し幅を広げるという意味で、本社に限らず市内に支店または営業所があるということで、その時点から変えております。

○19番（一戸兼一委員） ことしもまた1者しかないような状況で、これに対してはなぜ応募がないのかという、そこに対しても考える必要があるのであって、ただ1者でもあればそれで成立だとか、それが2回連続、この間で傾向が見られる。それに対する対策が何もなされていない。この次はどうするのですかということになりますよ。何かしら問題がある、何かしらあるから応募者がいないのであって、それらを、応募者がいない理由というのをしっかりと把握した上

で計画的なものをやっていく必要がある。何もやらないでただ1者あったからそれだけでやっていくと、そのような考えでは次が育たないでしょう。この1者がやめたらどうなるのですかということになる。

また、育てるということも必要だ、次になる業者を。だったらどこかと組んでジョイントでやることも考えて、育てることも同時にしていかなければ誰もやる人がいなくなってしまうよ。これはいろいろなところにある、建設関係が絡むのは、1者のみでそこがなくなったらどうするのかと。なぜ1者で、そういうふうになっていくのかといたら、ジョイントを組んでやっていきなさいとか、3者以上で組んでやりなさいとか、そうすればその2者もわかっていく。

そういうことも一切しないで、1者でもあればいいとただやってきている。ずっとそれが続いている。その対策も何もやっていない。これは怠慢だよ。だからいろいろなのが出てくる。そしてまた県外の事業者もいいですよ、市外の事業者でもいいですよとやれば、なぜそこを選んだのだという問題も今出ているわけだ。

だから、それを言う人もまた間違っているのです。おかしいのです。こういう状態もあるからそういう制度をつくっているのに、市内の業者でなければだめだ、だめだと。では、今まで市内の業者が育つような環境でやってきたかといったら何もやっていない。これは役所の怠慢だよ。だから、あなた方に対して今回の他の部署においても、ああいう文句が出てくる。もう少ししっかりとやるべきでしょう。これは直ちに考えるべきだよ。なぜ1者なのか、その対策は今後どうするのか、なぜ今まで放っておいたのか、それらに対してはしっかりとした答弁を後で持ってくること。今語っても長いから、どうせ何もやっていないのだから。その辺はしっかりと意見して終わります。余りにもひどい。

○委員長（外崎勝康委員） 今の段階の答弁はしてください。

○建設部長（天内隆範） 業者の育成とかも含めて全庁的に、指定管理者制度ですので市で持っている全ての建物とかいろいろなもの、施設にかかわってきますので、まずはそういうふうな話があったということで、財務部、そういうふうな関係部署とちょっと、そういうふうな問題提起があったということで、これからちょっと話をきちんとしていきたいと思います。（「ちょっとは要らないよ」と呼ぶ者あり）済みません。きちんと問題提起をしてみたいです。

○19番（一戸兼一委員） 言葉に気をつけていただきたい。

○10番（野村太郎委員） いわゆるビル管理、メンテナンス等は、やっぱり弘前市内に本社あるいは支店がある企業は複数あると思うのですけれども、そういう点で言えば、何というのだろう、この指定管理をできる業者は市内にどれくらいあると認識しているのか。

というのも、やっぱり今、一戸委員からもあったように市内の中でやっぱり競争原理が働かなければだめだと思うから、やっぱり市内に何社あるのだから、それがここに応募してこないというのはやっぱりおかしい状況だと思うのです。そういう点でいうと、理事者側としては何社ぐらいこの指定管理を実施できる業者があるというふうに認識しているのか。そこはちょっと確認という形でお願いします。

○建築住宅課長（木村和彦） 今やっている市営住宅の管理業務がどれくらいあるか認識しているかということでございますけれども、実際はちょっと認識してございません。ただ、市営住宅の性質上、内容が全体25施設なのですけれども、幅広いことと、入居者数とかがあるということも考えられるし、実際今まで蓄積したノウハウを、経験した中で三幸が入ってきたと思うのですけれども、そういうところを、逆にほかの業者がそういう、全体を管理できるという、ノウハウとかがないのではないかなというふうにも、要因かと思えます。

○10番（野村太郎委員） その考え方で今後これを運営していくと、いつまでたっても誰も応募してこないという状況が変わらなくなる。知らず知らずのうちに、今回落とされた会社の名前は私はあえて言わないけれども、そうこうしている間に、知らないうちにサービス内容が低下している可能性が今後考えられる。だから、やっぱり募集要項あるいは条件、いろいろな、あるいは指定管理というものの枠組み——全施設という考え方ではなくて、こういう性質だったら性質ごとに、施設の種類、施設ごとに分けるとか、あるいは規模ごとに分けたりとかという形で、やはりこの現状、1者だけ応募してくる状況というのは健全ではないと思いますので、そういう点、今回はこれでいいとは思うのですけれども、今後そういうところを研究して、いろいろな業者が手を挙げられるような状況、環境というのは整えていただきたいなところは、これは要望で終わります。

○6番（蛭名正樹委員） この指定管理の要項を定める前に、弘前市の指定管理に関する基本指針があって、その中でいろいろと募集要件とか、募集条件とかいろいろなことを定めているはずなのです。そこをしっかりと、さっき一戸委員も言ったように、いろいろな形でちゃんと、財務部が今所管課だと思うので、そういうことをちゃんと議論して、しっかり方向性をやっぱりある程度、もう1回、今の状態がいいのか、決してよくないのか、そういうふうなことを判断してやってもらいたいし、そうしなければいけないと思います。

それで、この市営住宅の指定管理の、1者というふうなことであれば、さっき野村委員が言ったとおり、やっぱり市内の業者でどれだけやれるような体制の業者がいるのかを把握することも大事だし、それに毎年、毎年というかこの指定管理の更新の段階においてはモニタリングをまずやっているでしょう。モニタリングをやって毎年そういう、指定管理したことに対する評価を与えているのではないですか。そういう評価を見て、どういう状態なのか、何がいけないのか、そういうのがわかるはずなので。（「業者が悪いのではないよ」と呼ぶ者あり）悪いというのは、そういう対応だとか、いろいろなことが評価として、ですから、そういうふうなことで推しはかるような、その業者の状態がどういう評価を市民、あるいは市営住宅の入居者から受けているのかとか、そういうふうなことを受ける、モニタリングを受けているはずなので、そういうふうなことをしっかりちゃんと検討して、募集をかけるときにはどういう条件、あるいはどういう組み合わせとか、そういうふうなことになるのかをちゃんと次の段階では検討してやってもらいたいと思います。

○14番（松橋武史委員） このたび1者指名ということでございまして、こういった場合、何点以上を合格とするのか。（「60点」と呼ぶ者あり）今、60点というお話が出ましたけれども、その辺を確認させてもらいたいと思っておりました。

それと、原理原則、市役所という公の施設から仕事をさせる以上、また公の施設として、市民に対して公平で平等というのは100%担保されなければいけない内容かと思いますが、この原理原則、まず市役所の職員の仕事、市役所の職員が委託する場合、原理原則、平等でなければならない、公平でなければならないというのは、私は100%だと思っております。そこはそういう見解なのかお示しいただきたいと思います。

それと、参考までに60点というお話でありましたが、(2)の③の部分です。これ60点のうちの36点となると、この60点を超えているのかどうか、そこも一つ確認します。

○建築住宅課長（木村和彦） 基準点ですけれども、60点以上となります。

あと市民に対しての公平とか平等とか、どう考えているのかということですが、指定管理というのは市長の権限を委任するという形なので、当然、公平・公正・平等にやるべきで

あると思っているし、そういうことがあれば注意していかなければならないと思っております。

もう一つ……済みません、全員の足し上げた点数でございます。

○14番（松橋武史委員） 三つ目の質問、(2)の③については、野村委員が計算をしていただきまして60%というふうなお話をいただきましたので、これで理解をさせていただきたいと思っております。

また、その原理原則です。今、課長がおっしゃった市役所の職員として、市民に対する平等というのは間違いなく担保されると。男性だからこうだ、女性だからこうだ、そうではない方と言えば蔑視する言葉なのかな、これ以上申し上げられませんが、平等・公平が担保されているということでありまして。

そこで、(1)です。市民の平等な利用を確保することができること、これは私30点中30点でなければ不安でなりません。この8点マイナス、(1)の①の8点マイナス、(1)の②のマイナス10点、これについては何をもってマイナスにしたのか。そして、この10点マイナス、8点マイナスというような業者に対して仕事を預けることに不安を感じないのかを説明していただきたいと思っております。

○建築住宅課長（木村和彦） これは集計したもので、各委員からちょっとそこの内容について一つずつヒアリングしているものでないので、ちょっとそこについては今お答えできかねるところでございます。

○建設部長（天内隆範） 30点中の22点というふうな形になっていますが、この6人の審査委員の中で、とてもよい、よい、普通、少し足りない、だめというふうな形でいくと、5段階で2点刻みになっております。恐らく22点、20点というのは、普通もしくは少しはよいというふうな、そういうふうな平均だと思われまして。

ですので、やはりその中で劣っているというふうな評価項目がなかったということで、とりあえず6割は超えているというふうな点数になっていると思っております。ただ、やはりこの部分について、委員おっしゃるとおり、やはりそれが一番先に、うちほうとしてはそれをイの一番でここで上がっているの、それを高めるような形で、これから候補者にはきちんとやるように指導してまいりたいと考えております。

○14番（松橋武史委員） 今の部長の答弁にありましてとおり、役所の仕事であります。先ほど申し上げたとおり、原則平等・公平というのは当然でありますし、現在も市役所としては市民に対して行っていることであります。それを、普通の評価というものを、この6人の審査委員の評価が普通でいいというのはどうなのかなというふうな、私はそう考えております。これについてだけは100%を求めるべきだと思います。それについて、今後新たな指定管理者の選定についてまた提示する場所があれば御意見としてお話ししておきますので、協議の課題としてテーブルに上げていただきたいと思っております。

○委員長（外崎勝康委員） 一つ確認ですけれども、松橋委員が今お伺いした内容なのですが、これに関する何らかの資料の提出というのはできるものかできないものか。（「要らない」と呼ぶ者あり）いいのであればいいです。

○18番（石岡千鶴子委員） 選定の評価なのですが、選定委員の方も実態を知っているのかなというのがすごく心配なのですが。実は、施設が25施設、その中でやはり新しい、やっぱり新築されたところだったらみんな入りたいというふう思うだろうし、冬は寒くて結露がすごいところでは人気はないだろうし。そうすると、これら全部満杯に入っているとはとても思えないわけです。そうすると、各施設ごとに、ここは10世帯入っているのだけれども2世帯しか

入っていないとか、そういうところもかなりあるかと思うのです。そこのところの、施設ごとに充足率、どれぐらい入っていて、その人たちがなぜ入りたがらないのか、需要がないのか、その必要性がもうなくなったのか。そしてまた、新しいところには集中して何人待ちというのがあるだろうから、そういうのを少し検証して、思い切った今後の方策を、ある施設を全部管理しなければいけないではなくて、ある程度切るところは切りながら、施設をぎゅっと充実したものにしていこうというようなことは考えているのか。

○**建築住宅課長（木村和彦）** 今、公営住宅の長寿命化計画というものを立てております。これは10年ごとに更新しなければだめなのですけれども、今年度が最後の年度で、来年度から新しい計画を立てるに当たって、その辺を委託しながら検討して進めているところでございます。

○**18番（石岡千鶴子委員）** 公の施設が今後、市の財政にどれぐらい重くのしかかってくるかというところが大変厳しい状況になるので、そのところはきちんと、切るところは切りながら、充足するところは充足しながら、そして統計をとって、やっぱり何世帯中何ぼしか入っていないとか、ここは人気があるとかというのをきちんと踏まえた上でそれを審査委員の方もきちんと把握して、その評価の点数に反映させていただきたいなというふうに思います。

○**委員長（外崎勝康委員）** ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（外崎勝康委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（外崎勝康委員）** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（外崎勝康委員）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入れかえ〕

---

## 議案第78号 市道路線の認定について

---

○**委員長（外崎勝康委員）** 次に、議案第78号市道路線の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○**建設部長（天内隆範）** 議案第78号市道路線の認定について御説明申し上げます。

初めに、お手元の配付資料について御説明申し上げます。

資料1 ページ目は、今回の認定路線の理由や延長などをまとめた総括表であります。

次に、資料2 ページ、3 ページ及び4 ページは、路線の場所を表示した位置図であります。

続いて、資料5 ページから8 ページは、認定路線の路線図であります。図面中の色表示は、赤色が認定路線を表示しており、黄色は県管理の主要地方道や一般県道で、緑色は市道を示しております。

それでは、議案第78号市道路線の認定について御説明申し上げます。

資料5ページをお開き願います。

認定路線1番、市道南富田町2号線・延長57メートル、資料6ページ目の認定路線2番、市道石渡一丁目3号線・延長73メートル、資料7ページの認定路線3番、市道浜の町西一丁目1号線・延長156.5メートル、資料8ページの認定路線4番、5番、6番、市道小比内三丁目4号線・延長398.5メートル、市道小比内三丁目5号線・延長117.9メートル、市道小比内三丁目6号線・延長79.3メートルの6路線は、開発道路の帰属により、新たに市道として認定するものであります。

以上、今回認定する合計6路線、総延長882.2メートルについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、本議案の概要説明を終わります。何とぞ十分な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○6番（蛭名正樹委員） この開発道路、全て開発道路を認定するというので、これの維持管理、いわゆる除雪作業については基本的にどういうふうな考えなのか。まず、市でやるのは当然だけれども、どういうふうに、どの時点で除雪路線に組み入れられるのか。建設中の家屋とか、いろいろな建物が建って、途中から入居するとかというふうなこともあり得るし、いろいろなことで除雪をしないと住む人にとっては大変な問題になりますので、ちゃんと除雪がやられるのかどうか、その辺を。

○土木課長（本間嘉章） 除雪については、市道認定の前にも、認定してから供用開始までの間ですけれども、除雪については一般の市道と変わりなく除雪のほうはやってございます。

○19番（一戸兼一委員） まず1点は、これ非常にわかりづらいのだけれども、行きどまりでなくてこれは接道しているのか、それともロータリーとかがあって許可しているのか、全てです。

それから、認定路線③、浜の町線なんかは、橋のたもとにこれ、ぼんとぶつかっているのだけれども、あそこもすごい渋滞で、すごい渋滞になっているということで、これ、受け付けしたときに、協議したときに、それらの接続する既存道路の交通状況とかを把握した上であれを出したのかどうか、開発の段階で、非常に狭い道路で、ぶつかっていて、6メートルあるのかもしれないのだけれども、余りよろしくない状態。これは最初から想定できたはずだと思うのだけれども、その辺はどういうふうになっていたか。

それから、今の除雪の件は、そこに果たして本当に居住しているか・していないか、その辺も調べた上でやるべきであって、今まであなた方は道路ができたから除雪する、人も何も住んでいないのにそこだけきれいに除雪をして、人が住んでいて非常に難儀しているような子供施設のほうなんかの道路は排雪も何もしないのに、その新しい道路がどんとやられていて、誰がそこを歩くのか、ということも何年前にも見られた。今は住宅が建ってきましたよ。前は何も建っていなかったのにそこだけきれいに排雪をしていくというのもあるから、除雪というのは、現在その道路が生活道路として使うのか・使わないのか、そういう人がいるのか・いないのかというのを確認してからやってくださいよ。そうでなければ何にもならない。無駄な除雪をすることになる。

以上、3点。

○土木課長（本間嘉章） まずは、接道しているのかどうか。（「行きどまりになっているように見えるから。つながっているところもあるみたいだし」と呼ぶ者あり）行きどまりの道路については、開発指導要綱によりまして転回広場を設けておりまして、それによって許可してござ

います。

いとくの道路に関しては転回広場を設けまして、認定路線③についてですけれども……（「既存の道路との接続点」と呼ぶ者あり）浜の町については交通量調査、それから警察の協議とかによりまして県道のほうに右折レーンは設けてございます。信号が欲しいのですけれども、信号のほうも警察のほうと協議しましたところ、やはりあそこには信号処理できないということで、信号はつかないことになってございました。

人が住んでいない、除雪については、今後ちょっとその辺を検討しながら、確実に住んでいるところであれば除雪をしていくということにしております。

○19番（一戸兼一委員） これ、わかりやすく、行きどまりでなくて、接道しているのなら接道を、この2枚の書類があるのだけれども、接道しているのであれば接道しているように書けばいいし、転回場所を設けているのであればそういうふうな、丸をつけるとかなんとか、そういうふうな表示をすれば我々でもわかるのだけれども。これ、書いているけれども、ここに実は、こっちを見れば道路に接続しているとか、何も接続がないから、では転回するところを設けて処理したのだなというのをわかるようにすればいいと思う。

それと、この浜の町だけはいろいろと苦情も来ている、混んで大変だと。それで、逃げる道も混んでしまっているという状況で、非常に苦情が多いので、その辺の想定というのは本当にちゃんとやったのか、その辺はどうなのですか。今、店が開店した状態だから、ここ何カ月間がそういうふうな状況なのかということになるのだけれども、早稲田のほうでも、うちの事務所の前なんかも土日だったら今でも毎週、毎週車が駐車場から出られないぐらいです。その場合でも、裏のほうに逃げ道があるから、近隣の住民は裏を使ってという知恵が働くのだけれども、ここはもろにこの道路に行ってしまうから、この既存の道路を走っている、県道を走っている人たちの不平不満が非常に多いわけです。もちろん店から出ようとする人も大変なのだけれども、その辺は本当に十分検討したのか。今の現状はわかっているのですか。

○土木課長（本間嘉章） 開発する前に、開発業者のほうで交通量調査はしてございます。ただ、信号がないとか、その辺もありましてちょっと混雑はしているということは認識してございます。

○19番（一戸兼一委員） あれは開発行為で処理したと思うのだが、店舗、大型店で。その段階の許認可でとめることできなかったのか、もう少し幅を広くするとかそれぐらいできなかったのかという問題もあるわけです。

今までの開発行政を見ても、歩道もないような6メートルの市道のところに大型の車両が乗り入れるような開発を認めて、というようなこともある。道路の路肩も壊れる。そういうふうな、非常に我々が腑に落ちない開発が許可になったりしていく。持ってくるのはいいのです。

そういうところもあつたりする。だから、こういう場合もしっかりとした、既存の道路に対して影響がないのかどうかをしっかりとやらなければ。ここだって当分、これから正月が始まるし、ことしの冬は大変だと思いますよ、ここ。その現状の調査とか、見に行つて現状の状況というのを一切把握していないのではないかと思われる。自分たちの許可したものはしっかりと把握して、次にも備えなければだめだし、次のためにもちゃんと見に行くべきだ。部長が車を運転して、ここに行つて並んでみるよということですよ。そのぐらいのことをやる必要があると思うので、許可するほうは十分な責任を持ってやっていただきたいと要望して終わります。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入れかえ〕

---

## 議案第66号 弘前市民中央広場条例案

---

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第66号弘前市民中央広場条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（野呂忠久） 議案の趣旨説明に入ります前に、議案の一部訂正についてまずは御説明を申し上げます。

議案第66号弘前市民中央広場条例案の第3条第5項中、市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、とございますが、この「広場の利用」の部分「広場への入場」に字句の訂正をしたものでございます。これは、条文の字句の整理をした際に訂正漏れがあったものでございます。大変申しわけございませんでした。

それでは、議案第66号弘前市民中央広場条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、弘前市民中央広場の設置及び管理運営に関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

条例案の概要につきまして、御説明申し上げます。

第2条は、市民に憩いの場とにぎわいの場を提供することにより、市民生活の一層の充実及び交流人口の増加による地域活性化を図ることを目的に、弘前市民中央広場という名称で広場を設置することを定めております。

第3条は、使用許可が必要な行為を定めたものでございます。

第4条は、使用の権利を他に譲渡等してはならないことを定めたものでございます。

第5条は、使用許可を取り消すなどの場合について定めたものであります。

第6条は、使用料の納付、還付及び減免について定めたもので、別表で定める使用料については後ほど説明をさせていただきます。

第7条は、広場における禁止行為を定めたものでございます。

第8条は、広場を保全または広場に入場する者の危険を防止するため、市は広場への入場の禁止または制限ができることを定めたものでございます。

第9条は、広場の秩序を乱したり、施設を損傷したりまたはそのおそれがある場合、市は入場を拒否もしくは退場させることができることを定めたものであります。

第10条は、広場から退場するときは原状回復の義務があり、履行しない場合、市はその義務

を代行し、その費用を徴収することができることを定めたものでございます。

第11条は、入場者等は、広場の施設等を損傷、汚損または紛失したときは、その損害を賠償しなければならないことを定めたものでございます。

第12条は、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めることを規定したものでございます。

附則につきまして、第1項は、この条例の施行期日を令和2年4月1日とすること、第2項は、準備行為として使用の申し込みなどは、この条例の施行前においても行うことができることを定めたものでございます。

別表でございます。当該広場の使用料の算定方法を定めたもので、行政財産使用料の算出方法をもとに、面積は1平方メートル単位、時間は1時間単位で使用料を算出し、営利を目的とした場合は2倍の料金となります。

具体的には、賑わいの広場を全部使用した場合、面積が1,310平方メートル、土地評価額が1平方メートル当たり5万1300円、1日24時間の使用で8,263円、1時間当たりで344円となり、これが営利目的であれば2倍の額となります。

弘前公園の標準的な露店の面積は、間口3.6メートル、奥行き2.7メートルで、面積が9.72平方メートルとなり、切り上げて10平方メートルとなります。賑わいの広場において10平方メートルを使用した場合、1日24時間の使用で63円、露店営業であれば2倍の126円となります。

芝生広場を中心とした憩いの広場には屋外ステージがあり、そのステージを使用した場合、面積が84平方メートル、土地評価額が1平方メートル当たり5万1350円、1日24時間の使用で530円、1時間当たりで22円となります。

以上が、議案第66号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

- 委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。
- 3番（坂本 崇委員） 今、使用料、あと使用の、第3条からわかったのですが、恐らく第12条のほうに、使用する際に使用日の何十日前から申し込みとかというのが、使用される方の關心事だと思うのですが、何十日前から使用の申し込みが、予約ができるのでしょうか。
- 都市計画課長（中田和人） そのあたりですけれども、今、条例の施行規則を作成しております。その中でほかのを参考にしながら進めていきたいと思っていました。最初のオープンにつきましては、この条例が決まった後での申し込みができるということに関しましては、とりあえず今、3月1日から受け付けをできるような状態で準備を進めております。
- 3番（坂本 崇委員） これまでも市民中央広場は、新しくなる前、ずっと何年も毎年使ってきた、使用してきた方たちがいると思うのですが。今回のこのリニューアルに当たって、若干形状といいますか、変わりますけれども、そのときに使用していた方たちが、今回また年中行事として使いたいという希望がある団体、あるいは個人もいらっしゃると思うのですが、まだ内容が決まっていないということは昨年までの内容は踏襲されないということではなかったのですか。がらっと変わってしまう可能性があるのですか。
- 都市計画課長（中田和人） それも含めて今検討中でございます。
- 3番（坂本 崇委員） 4月1日から施行ということですが、4月やっとならうことを想定している個人・団体もいらっしゃると思います。そういう方たちの、いわゆる準備期間ということも考えると、やはり早目にその辺の回答を。もし万が一使えないとかということになると、かなり大変困る結果になりますので、この辺については早く検討なりして、情報をいただければと思います。意見です。

○10番（野村太郎委員） 賑わいの広場のことなのですけれども、私も土手町を歩いたときに、あの通りを見ていて、何かこの図でもわかるとおり、憩いのフロアのほうがアスファルトで、こっちのほうは建物が建っていたところだと思うのですけれども。要するに、タイルみたいな、こぎんの柄のような感じになると思うのです。それはそれできれいだなと思うのだけれども。今、坂本委員がおっしゃっていたけれども、私はぶっちゃけてねぶた小屋とか、これまでの流れで考えると大型ねぶたがここに入ると思うのです。そうなったときに、ねぶた小屋も含めてかなりの重量物なのです。この底の構造、構造というかタイルみたいなものは、そういった重量物にちゃんと耐えられるものなのか。それこそ、ぼろぼろ剥がれてきたりしないのだろうかというところを少々危惧していて、それをちゃんとやらないと。それがぼろぼろ崩れるような材質であれば、正直な話、ねぶたのために貸し出すということができないわけですよ。という点で、その構造はどうなっているのかをまずお聞きしたいと思います。

○都市計画課総務・事業係長（境 陸広） こちらのほうの賑わいの広場のほうの荷重のほうのほうの設計なのですが、あくまでも当初からねぶたのほうに入れるように設計をしておりますので、そちらのほうの荷重には耐えられるような設計をしておりました。

○10番（野村太郎委員） わかりました。そういう点で、でもいろいろな、こういうはずだったが実際やってみたらということもあったりするので、そういう点はちゃんとやっていただきたいと思うし、今、坂本委員からも指摘があったとおり、かなりここを使用することを前提で物事を考えていらっしゃる方、本当に多いと思います。そういう点でいうと、混乱が生じないように運営をお願いしたいと思います。

○19番（一戸兼一委員） この憩いの広場は芝生になるのですか。それで賑わいのほうが舗装ブロックか何かを置いていると思うのだけれども、小屋をかけたるときにくいを打ったりすることもあるのだけれども、それにも対応できるようになっているのか。それから、物はこれ何を使ったのか。これ、我々は鳥瞰図でこうして見ているから、こういうふうに見えるけれども、その場にいればこういうふうに見えるわけでないのであって、物が、想定はこういうふうなあれでやっていたのはわかっているのだけれども、構想の段階で、来ていたのは。ただ、そういうふうなテントを設置したりする場合、その辺は対応可能なのか。割とみんなピンでとめるのだろうかと思うのだけれども、その辺は配慮されているのかどうか。

あと、貸したりする許可なのですけれども、これ個々の、一人一人の人たちが出さないとだめなのか。10店舗、20店舗の場合、10人、20人の人たちがあそこで何かをするという場合にも、個々の人たちが借りることになるのか。

それから、例えば真ん中1平米を借りて商売やりたいなというときに、真ん中1平米分のお金を払えば真ん中で商売ができるのか、その辺はどうなのだろうか。平米で貸し出すと言うけれども、道路沿いの1平米を借りるのならば道路から乗り越えるけれども、私みたいなへそ曲がり真ん中を1平米借りると言ったときにどうするのだろうか。

○都市計画課総務・事業係長（境 陸広） 今、委員のほうから質疑のありましたテント、ねぶた小屋が建った際のテントのくいの関係のことではありますが、そちらのほうを想定しまして、前もって筒状のものを地中に埋めて、ふたとればくいが打てるような形状にさせていただいております。

あと、賑わいの広場のほうの、こちらのほうの使用している材料はインターロッキングのものとなっておりますので、ある程度の荷重には耐えられるものとして想定しております。

○都市計画課長（中田和人） 次に、使用の関係ですけれども、例えば露店10店まとまって出た

いというときは、そこの代表者とか、最初からある程度の複数店を想定して催し物的にやりたいという人があった場合は代表者1名の方で構いません。

あとそれから、場所の関係なのですけれども、申請時に一応場所は相談させていただくという形で、全部借りるのですとあれですけれども、ごく一部、その広場の一部となるとやはりそれ以外のところは基本的にほかの人が自由に使っていただくということですので、安全性とかに配慮して、やはり端のほうとか、申請時の段階で御相談して決めさせていただきたいと思っております。

○19番（一戸兼一委員） 転貸しが禁止される、これ当然のことだと思うのですけれども、ねぶたの場合も、では代表者が一人届けるだけでいいものなのか。何かあったときにはその代表者に対して責任が行きますよということになるし。それはおかしいと思うのです。ねぶただったらねぶた、何団体が借りるのかわからないけれども、それぞれが契約すべきであって、これ何かあったときの責任が誰に行くかといったら、代表で申請した人に行きますよ。そういう場合もあるから言っているのです。

それから、何人かで全部借りたときも代表者だよというけれども、代表者に全ての責任が行きますよ、賠償責任を負うわけですからこれ、何かあったときには、ただその会の代表になって、判こを押して申請しただけで、何かあったときには責任が行くということになるのだから、これは非常に甘いと思いますよ、貸し方が。

そういう意味では、そこら辺がはっきりしないのであれば、もう時間もなくて、今もう3月からでもやれというのに、3月でも遅いかも言われているのに、ちょっとその辺は遅過ぎると思います。

それからもう一つ、インターロッキングを使っているというけれども、ねぶたの重量が上がったり、太鼓も行くわけですよ。その重量に耐えられるのか、インターロッキングで耐えられるのか、本当に。市立観光館もタイルがみんな傷んでいますよ、結局は。だから、重量物が行くということはそれだけ痛むのです。インターロッキングをやって、その下にコンクリートをしっかり打って、インターロッキングをやっているのか。それとも碎石で締めてそれでインターロッキングで敷き詰めているのか、その辺も教えてください。

○都市計画課総務・事業係長（境 陸広） 今、委員のほうから御質疑のありましたインターロッキングの関係であります。インターロッキングのほうは、今、観光館のほうはどちらかというタイル的な、タイルのもので1センチとか2センチの厚さでございます。私たちのほうで今設計しているのは8センチのものをに入れておりますので、相当厚いものを入れていただいております。もちろん荷重のほうにも耐えられるものという形で設計させていただいております。

あと、下地のほうなのですが、インターロッキングの下のほうは、碎石をやりまして、特殊なジオテキスタイルという製品を入れているのですが、これは荷重に耐えられるような特殊な布を敷いて、その上にインターロッキングを敷かせていただいておりますので、荷重のほうには耐えられるというふうに想定させていただいて、設計のほうを進めさせていただいております。

○19番（一戸兼一委員） 除雪はどうなのですか。ここに融雪が入っているわけじゃないですよ。そうすると除雪も入ると思うのですよ。その場合にこのインターロッキングがどう影響するのか。

それから、最初から引き出せるように、アンカーの部分がそういうふうに何か埋め込んでい

るというけれども、重機が入って、このインターロッキングの場合は動くので、がちがちや動いていたら、みんな暴れるよということもあると思うのですよ。その辺がどうなのか。

それから、さっきの、代表者に貸し出すといたら責任あるという、それは再質問ではないですよ。これは答弁漏れですよ。

○委員長（外崎勝康委員）　そうですね。答弁漏れですね。合わせてということです。（「それは今の質問ではないよということです」と呼ぶ者あり）わかります。だから、合わせて。

○都市計画課長（中田和人）　今御指摘がありました、その辺も踏まえてこれから施行規則、運用規則をつくってまいりますので、そこは十分気をつけてまいりたいと思います。

○都市計画課総務・事業係長（境 陸広）　除雪の関係でございます。一応、イベント時に除雪が入ってもいいような形で荷重のほうは設計しておりますので、その辺は問題ないかと思いません。

○19番（一戸兼一委員）　除雪は荷重の問題ではないですよ、テクニックの問題。だから、その辺はしっかりと、やる業者に対してテクニックを学ばせなければだめですよ。へたなやつがやると起こしてしまうのだからさ。

それと、責任問題が発生するので、今の仕様は、あなた方は自分たちが責任をとることはないからそうやってやっているのですよ。民間は即責任が来るわけですから。役所だけですよ、責任をとらないのは、責任が行かないのは。だから、あなた方は甘くなる。民間は即責任問題が発生するから、事故が起きても何にしても、損害賠償にしても。そういう面はしっかりと民間に対してやってあげなければだめだ。自分たちは責任をとることはない、経験もない。だからそういうふうになる。しかし、それをイの一番に検討してやらなければ何のための行政なのだととなりますよ。今まで一つも責任をとったことがない、賠償したこともない、個人が、職員が。だから甘い。民間は常に賠償も背負わされるし、金も払う、だから保険代も自分で払う。役所は保険も自分で払ったことはない。その辺はしっかりと受けとめなければだめだ。あなた方は無責任なのだよ、責任を考えなさいということで、そういうところはしっかりと押さえていかないとかわいそうですよ、市民が。

○18番（石岡千鶴子委員）　申し込みはどこが窓口になって申し込むことになるのでしょうか。

それから、いろいろ文言を見ると、市長が、市長がというふうな言葉が出てくるのですけれども、具体的に迷ったこととかというのは逐一全部、市長の耳に届くことになるのか。

それで、この中にはちょっとないのですけれども、政治的な活動をする、時期も時期になると、あの施設を貸さなかったとか、どうのこうのというのが常につきまとうものですから、ここを政治的なものに使うとか、その判断も最終的には市長になるのでしょうか。

窓口、市長、それから政治的活動、この3点についてお伺いします。

○都市計画課長（中田和人）　まず受付等の窓口は都市計画課になります。それで、この条例を見ますと市長、市長と出てくるのですけれども、ほかに都市公園条例もあるのですけれども、基本は市長が決めるということになっていきますけれども、事務委任によって課のほうになってくるといことになります。

あと、政治目的につきましては、この条例におきましては、要は危険行為とかになっておりますので、それは別個に判断していく形になります。（「危険行為になるのか」と呼ぶ者あり）それは規定しておりますけれども、政治行為まではまだ規制しておりませんので。あと、これはだから……。（「別個判断ではまねべ、それ。言論の自由の侵害だよ、それ」と呼ぶ者あり）

○14番（松橋武史委員）　坂本委員の質疑に関連するのですが、この申し込み日時であります、

4月1日から施行するというので、課長答弁では3月1日でしたっけ、を想定しているみたいな、間違っていたら、もう一度確認するのですが、これだと私、どのようなイベントをやるのであっても1カ月前に申請してそれが申請が通って、準備が間に合うかといったら僕はいささかこの申し込みについては問題があるし、なぜそのような考えになったのか、本当に信じられないと思っております。条件つきであります、この申し込み日時はしっかり、即座に検討して対応するという担保がとれなければ審議には応じられません。同様の施設、あなた方持っていますよね。同様の施設の例を見てください。おおよそ90日というのが原則のルールではありませんか。であれば、この事業というのは、そもそも何年も前から事業化するという事はわかっているわけでありまして。対応が遅過ぎます。ですので、90日に近いルール、現状の弘前のルールで行うということのお約束がなければ審議に応じられません、ということが一つであります。

それと、1カ月全部使用というのはどういう意味か教えていただきたいと思っております。それと、1日全部使用というのは24時間というふうな説明がありました。これ日をまたいでも24時間でよいのかということなんです。それと、1時間というのはわかります。そうすると、全部、1日全部使用した場合が、賑わいの広場であれば8,263円。1時間全部使用した場合344円。344円に24時間を掛けると8,256円になります。この1日全部使用した場合に9円高くなる、この理由について御説明を願いたい。1カ月を2月と想定した場合、12月と想定した場合、3日の誤差が出ます。そうすると、1日全部使用、1日で数えた場合は26万7122円を割り返すのか、9,660円に3を掛けた数字が差額が出るのかわかりませんが、その整合性について説明を願いたい。

そして、弘前市が1時間10平米使用2円。こんなことを市民に説明するのでしょうか。これを1時間10平米使用2円というものをどういったイベント、どういった借り主がいて2円を想定したのか。どういったイベント、どういった借り主を想定してこういった文言をうたうことになったのか、以上5点お願いします。

○都市計画課長（中田和人） 事前申請につきましては、本運用後は90日以前でつくっていきたいと思っております。ただ、4月1日に関しましては、それを逆算しますと1月からののでちょっと厳しいのではないかと。できるだけそれに近いものを、3月と言わず、できるだけ早くやるように頑張っていきたいと思っておりますのでお願いいたします。

次に、計算の方法なのですが、2日間にわたって、例えば借りた場合（「まずは1カ月」と呼ぶ者あり）1カ月通しということは、要はそこに物を常設に置いて、要は占有する場合は1カ月となります。ですので、例えば日中にイベントをやってそのもの……。

○14番（松橋武史委員） 委員長、質問の趣旨を理解されていないようでありますので、もう一度よろしいですか。

○委員長（外崎勝康委員） もう一度、では。

○14番（松橋武史委員）（続） 1カ月については、1月、2月、10月、12月を想定したものなのか、1カ月というものを30日としたのか、そこを聞いているのです。

○都市計画課長（中田和人） 1カ月は30日で計算しております。

○都市計画課長補佐（中川元伸） 今のやつ、ちょっと訂正させていただきます。1カ月30日ではなくて、この月額の計算方法というのは、使用面積に評価額を掛けて、1000分の3.4を掛けたのが月額という金額になるので、この月額というのは12月だ、2月だ、3月だというのはなくて、あくまで1カ月分の金額になります。それで、先ほどの話で2月だと二十何日、31日の

月もあるということなのですが、日割りの計算をする際は評価額に面積掛ける1000分の3.4、月額が出ます。それに12カ月を掛けましてまず年額を出します。それで、年額を出したのをその年の、例えば365日分の1ということで日割り計算するという形になりますので、という計算です。

○委員長（外崎勝康委員） 松橋委員、今の説明はわかりましたか。

○14番（松橋武史委員） 理解できるけれども。いいのですか、何か一問一答っぽくなってしまいましたので。

○委員長（外崎勝康委員） 今回の件だけ、わからなければもう1回質疑してください。

○14番（松橋武史委員）（続） だとすれば、市民がわかりやすい、この表を見て1カ月となれば、今おっしゃったとおり、何分の何を掛けて1年分でどうのこうのということではなく、もう少しわかりやすく優しい表示の仕方を求めたいと思います。一応、これについては改正していただけますでしょうか。

○都市計画課長補佐（中川元伸） 今回のこの金額の例を書いたのは条例の説明のためにつくったもので一般市民用につくったわけではないので、今松橋委員のほうから要望がありましたので、もう少し市民向けに出すときにはわかりやすい表示方法を検討したいと思います。

○都市計画課長（中田和人） 次に、日をまたいだりしたときの計算の方法でございますけれども……。〔「そんなの聞いてないよ。委員長、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） さっきの24時間の件でしょう。どうぞ。

○14番（松橋武史委員） わかっていないようでありますので、いま一度四つ目の質問をさせていただきます。

1日全部使用した場合、8,263円、そして1時間、24時間ですね、これは、24時間で計算した場合、1時間掛ける、1時間のところは344円、これに1日分の24を掛けた場合、8,256円になります。1時間の使用で24時間借りた場合、そして1日全部使用した、24時間の場合、同じ時間を借りているのにもかかわらず、1日全部使用した場合9円高い、この理由について説明を願いたいという話をしたのです。

○都市計画課長補佐（中川元伸） 今の、単純に1時間に24時間、1時間あたりに24時間を掛けると、ここに表示する1日分の金額と違うのではないかという話なのですが、これは計算上端数が出てくるのですけれども、先ほどもちょっとお話ししたのですが、土地の評価額に面積を掛けて、1000分の3.4掛けて月額を出します。ここでまず一旦端数を切ります。こういう計算方法で日割りまでやっていくので、どうしても端数の関係で単純に1時間に24時間掛けても1日分とイコールにならないということで、計算上の端数の関係なので、あくまでも使う時間、日にちによって計算していきますので、若干この端数は、円以下のところで切っていくのですけれども差額が出ていくという考え方です。

○14番（松橋武史委員） 当然のようにあなたは説明しましたけれども、いいですか、市民がこの1日全部使用で借りる場合は8,263円。1日借りますよと。いやいや、1日借りるのであれば、窓口の方がですよ、24時間借りるのであれば、この1時間全部使用の部分の24を掛けたほうが安いですよという紹介をするのでしょうか。あえて、当然のごとく計算方法で計算すると違いが出て当たり前だというような話がありますが、Aの人には9円高く貸して、Bの人には9円安く貸す、これは平等といえますか。その話をしているのです。ですので、この委員会に示す場合についても、この整合性の理由についてはわかりますよ、この計算の仕方についてこう差が出るというのは、それを改めてここにもってくるのがあなた方の仕事ではないですか。

それについていかがですか。

○都市計画課長（中田和人） 計算方法で非常にわかりづらくて申しわけございませんでした。ただ、市民の方からはできるだけ安いほうで料金をいただくという、方針のもとでは思っておりますので御理解をお願いいたします。

少ない面積で借りる人がいるのかという御質問の関係ですけれども、例えば車を引いてアイスクリームを売られている方とかそういうところ、広場に入ってきて売るとなればその面積で、営利目的ですのでお金をいただくというのも想定しまして少ない面積でも一応料金をいただくようなことでございます。

○14番（松橋武史委員） この料金の表示の仕方についてはいま一度検討していただくと、市民にわかりやすく公平に貸し出しをするということが担保されなければ、この議案については賛成することができません。ですので、しっかり約束していただくということをいま一度申し上げていただきたい。

そして、申し込みの時期については、課長の答弁では曖昧であります。頑張ります、努力しますでは我々納得できません。努力目標をしっかり掲げていただいて、いつまでにはというお話をしていただき、そしてこうなったということをこの委員長を初めこの委員のメンバーには少なからず報告を求めたい。部長、いかがですか。

○都市整備部長（野呂忠久） 先ほど来、お話がありました申し込み期間等も含めて利用者の方々にとって使いやすい広場ということで、私どもまだまだちょっと準備不足ということもございます。こちらの、今お話のあった件につきましても、3月1日という答弁を一度させていただきましたが、90日に近い、遅くとも1月中にはきちんとお示しできるように作業をさせたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入れかえ〕

---

## 議案第76号 指定管理者の指定について（弘前駅城東口駐車場等）

---

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第76号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（野呂忠久） 議案第76号は、弘前駅城東口駐車場、弘前駅中央口駐車場、弘前

駅中央口駐輪場、弘前駅城東口駐輪場の指定管理者として、弘前自転車利用環境改善協議会を指定しようとするものでございます。本施設は、一般公募により、4施設一括で候補者を募集したものでございます。応募があった3団体について、弘前市指定管理者選定等審議会における審査等を経て、評点合計点が最も高かった当該団体、弘前自転車利用環境改善協議会を指定管理者候補者として選定したものでございます。

当該団体の提案内容は、市民の平等な利用を確保することができる点、施設の効率的な管理運営ができる点、施設の管理運営を適性かつ確実に行う能力を有している点の項目で他の団体よりすぐれており、それらの点が評価されたものでございます。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

以上をもちまして、議案の概要説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○19番（一戸兼一委員） まず第1に、今回3者ありましたけれども、これいわゆる市外の業者も入っている、ジョイントでやっているやつなのですね。21年からこの制度ができたと思う、ジョイントでやってもいいよということであったはずなのですけれども、この前の申請、その前の申請というもこのような3者、4者がこのような形で入ったのか、それから、こういうふうにジョイントを組んで、地元と、地元以外の事業者も組んで入っているということになっていますけれども、これはそれなりの地元だけではやれないという理由があつてこういうふうになっているのか。

もう一つが、この委員の数です。この指定管理者選定委員の数が今回こは5名になっているわけです。先ほどの住宅関係のやつだったら6名、9名、10名とかといろいろ、まちまちなのですけれども、この委員の人数というのは、それぞれの物件において決めることに管理者の規則ではなっているのか、以上の3点。

○地域交通課長（小山内孝紀） まず、平成26年度の指定管理、最初のときのですけれども、26年度、この施設につきましては初めて指定管理者制度を導入したわけですが、駐車場が二つ、駐輪場が二つということで全部で4施設あります。これにつきましては、中央口駐輪場につきましては、導入前は民間に委託して、常駐職員を置いて管理と、ほかの施設は全て市の職員が直営でやっていたというような状況もありました。そういった状況もありましたので、今回4施設を一緒に指定管理をやること、そしてまた駅前という立地条件を考えたときに、やはり一緒に指定管理をしていただいて、またさらに民間のノウハウを活用したりとか、自由な発想で利用者ニーズとか、そういったようなサービスの向上を期待できるのではないかとということで、平成26年度のときにはそういった背景から、市内に支店、もしくは営業所等を有すれば応募対象とすることができるというようなところを活用いたしまして、応募対象にしたところでございます。

地元の事業者でできないのかといったところにつきましては、平成26年度に募集したときには、グループで申請していただいた団体が1団体、そのほかは警備会社4者が単独で申請していただきました。その結果、そのグループで申請したところと、単独で申請したところ、評価をしたところ、やはり大分点差が開いたということが背景にありました。そのグループでやったところは現指定管理者として頑張っていたのですけれども、さらにまた競争性を図ることで、さらにまたサービスの向上といったものが図られるのではないかとことを考えまして、今回も枠を広げて、ただし書きのところを使わせていただいたというようなところでございます。

委員の人数につきましては、人数までの設定はございませんでしたので……。〔では誰が決めたのだ〕と呼ぶ者あり〕

○都市整備部長（野呂忠久） 小委員会につきましては、各部で設定されますので、関係課長、委員長が都市整備部長になりますので、そこで決めさせていただいております。

○19番（一戸兼一委員） 委員の数からいけば、9人のところもある、6人のところもある、10人のところもあるということで、これに対してもそれなりの理由があつてでしょうから、こういうものを出すときにはなぜ5名なのか、それに対する理由も。外部が何人なのか、内部が何人なのかもわからないという状況だから、そういうのも出すべきで、括弧書きでもいいから出すべきだと思います。

それから、非常にわかりにくい説明に終始するのが、なぜ市外の業者とかという、私は聞いているわけですがけれども、問題はもっと簡単に言えばいいのです。警備会社のほうが必要だという部門もある、警備会社でなくて、実際の自転車のほうの管理をしたりそれをやる部署の能力の必要なところもある、警備会社であれば今度そっちのほうは足りない。そっちの自転車の鍵とかそういうのを管理するそういう人たちであれば、警備の部分が、何かあったときにすぐに駆けつけられないとか、欠ける。そういう問題があつて、本来は一緒にジョイントを組んだほうがそれぞれを補うことができる点で、先ほどの住宅のやつでもあつたけれども、何分以内に駆けつけなければだめだ。それが駆けつけられない。警備保障だったらそれまでに行けるとか。ところが、それは再委託になるから委託してはいけないとかと今度はあるわけです。だからそれができない。それがネックになって応募できないとか、そういうことが多々あるわけです。

だから、この辺も恐らく警備会社でなければ、そのほうが担いやすい部門もあるということでジョイントになったりしている。ここはだから非常に進化して組んだと思うのです。ただ、一概に地元から使ってやらねばまねという考えの人もいるみたいだけれども、そこにはいろいろな問題があるわけですよね。だから当然、21年から市外業者でもいいよとなった。この段階では、26年の段階では支店、営業所がなければだめだと、これは支店、営業所が、この時点のやつでは支店、営業所がなくてもよかったのではないですか。というのは、支店、営業所があつてもなくても、支店なんて3日もあればできるのだし、営業所なんてその日でもできるということで余り意味がないですね、実績を求めているわけでないから。実績の場合は、2年の実績調書を求められるので、3年間営業していなければ調書ができないのだけれども、この管理者の場合は単に支店があればいい、営業所があればいいということは、支店であつても最低限3日あればできます。取締役の議決があつて登記をすればいいだけ。登記をしたら次の日には出てくると。営業所の場合は市役所に届けばいいということで、余り意味がないので外したと思うのだけれども。この場合には、指定管理者の制度では、営業所、支店を求められていたのですか。

○地域交通課長（小山内孝紀） 平成26年度のときには、応募団体は平成26年10月1日の時点で市内に主たる事業者、本社機能または市内に支店、営業所を有する団体ということにしておりましたが、今回は、そういった日程的なものは設定せずに、単なる、グループで応募する場合は、いずれかの団体が市内に本店を有するものであるということだけで募集してございます。

これまで、導入前まではやはり自転車とか車を置く場所ということもありまして、警備といった部分ではやっぱり欠かせないということがございました。ただ、やはり利用者がどんどん減ってきた施設ということもありまして、これをやはり少しでも利用率を高めるということ

が一番大きな課題として指定管理制度を導入した部分もございましたので、そういった部分でさまざまなノウハウを持ったところを導入していくということを何とかしていきたいということもございまして、というところでございます。

○19番（一戸兼一委員） 答弁が違うよ。まず、支店を設ける・設けない、これを今までの市のこれまでの過去の、26年あたりの指定管理のあれを見ても、営業所について、支店について何を求めているか、何も求めている。膳本すら求めている。契約の段階では膳本が出てくるので、そこで支店の確認ができる。営業所に至っては、別に営業届を市に出せばいいだけで。ということで、この指定管理の公募をかけているときに、その採点をする、こういうものの段階で支店や営業所というのは何の影響力もないという状態で今までやってきた。それはなぜかといったら、あの状態の、実績調書を求めないのであれば意味がないからで、それを外すのは当然だと思っているのです。

ただ、問題なのは、なぜ市外業者とかを入れるかと言ったら、ちょっと今の答弁は非常に曖昧で間違っていると思いますよ。一番は、その能力にたけている部分、特殊な能力が必要な部分がある、それが1社では持ち得ないものだから、警備に関しては警備会社のほうがすぐれている場合がある。だけれども、管理システムなんかは、今まで自転車の管理システムをやってきた経験があるとか、そういう人たちの集まりのほうが警備会社よりもすぐれていると。だからそういうところと組んでやってくださいよというのが。

これ今までも、ほかのやつにだってみんなあったではないか。あなた方は再委託はだめだとなっているから、24時間張りついて、何分以内にそこに行けと行けないと、ここの部分だけ再委託してはだめですかという問題があったはずですよ。そういう問題に対してあなた方がオーケーしないものだから、それだけ怖くてできないと参入しない。それが、他の部門とジョイントでやってもいいですよとなったら、大手の警備会社とでも組むので入ることができる。そういうことがあるということなのですよ。

それとあなたの言っている、利用者が少なくなったはんでどうのこうのと、それだけやめればいっきゃ。利用者増のためにではないよ。いい管理をするためにそういうふうにして進化してきたのであって、そういう答弁ばかりしているから、何で市外業者を入れないとだめなのかとか、支店がないとだめ、営業所がないとだめと。全く、支店、営業所は全く論外。こんなくだらないものを求めるほうが間違いなのです。これがちゃんと実績調書を求めるのであればいいのですよ、入札みたいに。実績調書も求めなければ、営業所、支店を設けることの意味がないのですよ。ということでそれが削除になったのはわかる。ただ、今の市外業者とか入れたりするのなぜいいのかといったらそういうふうないところ同士をくっつけて万全なものにするためにやったのですよということなのです。利用者を増にするために指定管理をしていたのですか、そうではないでしょう。ということで、意見としてでいいけれども、そういうふうなことをちゃんとしっかりと答えなければだめだ。でないものだからむったど営業所がない、支店を設けなければまねと、いかにも厳しいような言い方をするけれども、そんなのは何も例外でも何でもなし。つけているほうが間違い。何もつけていないのだから。26年度の契約を見ても、大分あったけれどもそれらにも何もついていない。これ、営業所を何で調べたのですか。膳本もついていない。支店を何で調べたのですか。何もついていない。甚だしいやつは、会社のカタログに支店とかが書いてあります。それでやっているわけだよ。ということは、そこに価値はないのです。それは正しいこと。そんなので調べていいというのは、営業所、支店というのはそんなものだから、ということなのです。

そういうのをしっかりと説明してやっていかなければ、何かおかしいことをやっているふうにとられかねないわけです。そういうふうな説明をこれから十分に気をつけながら説明していただきたい。本質をわきまえた答弁を下さい。

○18番（石岡千鶴子委員） 平成26年に指定管理をしたときに、これはグループ応募の業者が採用されたということの理解でよろしいですか。それから、対抗馬としても単独で警備会社が4者、先ほど入ったと言われていましたけれども、それは地元の業者であったのか、その確認と、今回指定管理をすることになった弘前自転車利用環境改善協議会はジョイントというか、そういう会社なのでしょうか。となると、市外業者と市内業者とコラボ組んで一つの会社をつくって応募したと思うのですけれども、それぞれ、市内・市外、もしわかれば教えていただきたいということと、これは指定管理料が発生していないあれですよ。利用料金制だと思のですが、それぞれ、ある程度利益がないとこの業者たちもやるというふうには手を挙げないと思うのですが、どれぐらいの売り上げを持っているというふうに伺っておりますか。

その3点をお願いします。

○地域交通課長（小山内孝紀） まず、平成26年度に指名されました指定管理者はグループによる団体でございます。1者が市内に本社を置く会社、もう1者が営業所を弘前に置く会社でございます。他の4者につきましては、単独でございますけれども、全て市内に本社を置く会社になってございます。

それから、このたびの指定管理の募集に当たりまして、今回指定しようとするところにつきましてもグループでございまして、平成26年と同じでございますので、1者が弘前市内に本社、1者は市内に営業所を置く会社ということになってございます。

それから、平成30年度の収入の実績といたしまして、約650万円の収入となっております。

○地域交通課長補佐（羽賀克順） 今回の見込みなのでございますけれども、収入は令和2年度から令和6年度の5年間で平均780万円の利益を見込んでおります。

○14番（松橋武史委員） このたび、この表を見せていただいて、集計結果、順位1位と2位の差が100点満点換算でいうと2点差ということがわかりました。そこで、この12項目あるうち、同点数の科目が4、そして1位の業者が2位の業者を上回った科目が4、そして、2位の業者が1位の業者を上回ったのが4でありまして、この科目で分ければ同点が4、勝ったのが4で負けたのが4で同点数だったのかなということでありまして、僅差の2点ということでありました。

そこで、私が問題にしたいのは、この総合的事項。総合的事項というのは、字句のとおりこの(2)以下の部分を総括した総合的な判断をした場合というふうに見れば、集計結果順位の2位の方のほうが4点上回っているというふうに見られます。イエス・ノーでよろしいのですが、こういったケースであっても、今の現状のルールでは総合的評価が2位のほうが高いにもかかわらず、現状100点満点の換算点数が0.1点でも高いほうがそうなるのか。イエスカノーかで結構です。総合的な配慮に特別な配慮がされるというルールがないのであれば結構でありますし、イエスカノーかでお答え願いたいと思います。

○地域交通課長（小山内孝紀） 総合的評価でもって評価を上回るというふうな捉え方ではなく、全体でもって評価するというような形で捉えてございます。

○14番（松橋武史委員） そうすると、字句だけ見ますと、この字句だけ、我々に渡されたもので、総合的評価、総合的という字句だけで読むと、それよりも下回っている業者がそれになっているとなれば、いささか、この表現の仕方です、点数の数え方ではなく表現の仕方に少し問

題を感じます。問題提起だけさせていただきますので、これで終わります。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

暫時、休憩いたします。

【午後0時03分 休憩】

---

休憩中、議事の進行について協議したところである。

---

【午後0時04分 開議】

---

#### 議案第77号 指定管理者の指定について（弘前れんが倉庫美術館等）

---

○委員長（外崎勝康委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、議案第77号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（野呂忠久） 議案第77号弘前れんが倉庫美術館等の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本議案は、弘前れんが倉庫美術館及び土淵川吉野町緑地の指定管理者として、弘前市吉野町緑地周辺整備等PFI事業契約の相手方である弘前芸術創造株式会社を指定しようとするものでございます。

本施設は、施設の設計、建設から維持管理、運営までを包括的に担わせるPFI事業として行っておりますことから、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、非公募により選定手続を進めてきたところでございます。具体的には参考資料に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと存じます。

本件につきましては、平成29年に可決していただいたPFI事業契約におきまして、同社を指定管理者として指定し、本施設等の管理を代行させる旨を定めておりますが、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を経るため、議案として提出したものでございます。

なお、指定の期間は令和2年4月1日から令和17年3月31日までの15年間であります。

以上をもちまして、議案の概要説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○19番（一戸兼一委員） 簡潔に。指定管理者となるわけなので、今も問題があった、この前の議案でも問題があったのですけれども、市民に貸し出すスペース、これ4月11日から利用可能とする予定であると言うけれども、前の案件のときには90日前からとかというのもありました。4月11日からの貸し出し、4月1日からその受け付けを開始するようなこともうたっていますけれども、しっかりと、間違いなく90日前からやらねばまねと言うのなら90日前とか、そういうふうにとしっかりと指定管理者に申し添えるようにお願いしたい。

それから、冷暖房に関しては非常に長い、24時間もやるような話もある。ということで、とんでもなく莫大な経費の支払いになるおそれもあるので、しっかりと、指定管理者に対して、冷暖房費の節約を訴えなければだめだ。ましてやB棟は入っていないのですよねというのもしっかりと確認していただきたい。

それから、指定管理者よりもPFIの契約が優先するわけですから、PFI契約の中ではモニタリングをすることになっている。15年と言ったら余りにも長い。今かかわっているあなた方はいないのですよ、恐らく。いや、この世にはないよ、市役所にいないと。そうなれば、なかなか難しい。モニタリングは、しっかりとした体制をつくっておいてやらなければ、15年間好き勝手にやられたら大変だ。ましてや、指定管理も変わらない。ということで、モニタリングの体制をしっかりと示していただきたいと要望して終わります。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午後0時08分 散会】